

近年のEコマース関連事例（国内）

1 審判決例

No.	件名 【勧告（命令）日 （審決日）】	流取G L 該当箇所	違反法条	概要
1	ハマナカ㈱に対する件（東京高裁平 22（行ケ）12） 【平 20. 6. 23 （H22. 6. 9） H23. 4. 22 高裁判決】	第 2 部第 1 の 2 （再販売価格の拘束）	旧一般指定 12 項 （再販売価格の拘束）	① ハマナカ毛糸について、値引き限度価格を定め、小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請するとともに、卸売業者をして、当該卸売業者がハマナカ毛糸を販売している小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請させ、小売業者が当該要請に応じない場合には、当該小売業者又は当該小売業者の取引先卸売業者に対するハマナカ毛糸の出荷を停止するなどしている。 ② <u>インターネットを利用した方法によりハマナカ毛糸を販売する場合においても、値引き限度価格以上の価格で販売させることとし、小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請するとともに、卸売業者をして、当該卸売業者がハマナカ毛糸を販売している小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請させている。</u>
2	ジョンソン・エンド・ジョンソン㈱に対する件（平 22（措）20） 【平 22. 12. 1】	第 2 部第 2 の 6 （小売業者の販売方法に関する制限（広告・表示価格の制限））	一般指定 12 項 （拘束条件付取引）	① 取引先小売業者との取引に当たり、ワンデーアキュビュー 90 枚パックの販売及びワンデーアキュビューモイスト 90 枚パックの販売に関し、それぞれ、当該製品の販売開始以降、当該取引先小売業者に対し、広告において販売価格の表示を行わないようにさせていた。 ② DDプランと称する販売促進策の対象事業者として、ジョンソン・エンド・ジョンソン㈱が選定した取引先小売業者との取引に当たり、ワンデーアキュビューモイスト 30 枚パックの販売に関し、遅くとも平成 21 年 12 月以降、当該取引先小売業者に対し、ダイレクトメールを除く広告において販売価格の表示を行わないようにさせていた。 (例) 平成 20 年 12 月ころ、福岡県に本店を置く取引先小売業者が、 <u>インターネット上に開設したウェブサイトのトップページにおける広告においてワンデーアキュビュー 90 枚パックの販売価格の表示を行ったところ、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、当該取引先小売業者に対し、当該トップページにおける広告から当該製品の販売価格の表示を削除させた。</u>
3	アディダスジャパン㈱に対する件（平 24（措）7） 【平 24. 3. 2】	第 2 部第 1 の 2 （再販売価格の拘束）	第 2 条第 9 項 第 4 号 （再販売価格の拘束）	イーゼートーンの販売に関し、遅くとも平成 22 年 3 月下旬以降、自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者（ <u>インターネットを利用した方法により全国に商品を販売している小売業者を含む</u> ）に、 ① イーゼートンのうち平成 22 年 10 月以前に発売したモデルを、アディダスジャパンの定めた値引き

No.	件名 【勧告（命令）日 （審決日）】	流取G L 該当箇所	違反法条	概要
				<p>限度価格以上の価格で</p> <p>② イージートーンのうち平成22年11月以降に発売したモデルを、アディダスジャパンの定めた本体価格どおりの価格でそれぞれ販売するようにさせていた。</p>
4	(株)ディー・エヌ・エーに対する件（平23（措）4） 【平23.6.9】	該当なし	一般指定 第14項 （競争者に対する取引妨害）	特定ソーシャルゲーム提供事業者に対し、GREE（グリー株）の運営する携帯電話向けソーシャルネットワークサービスをいう。）を通じてソーシャルゲームを提供しないようにさせていた。
5	コールマンジャパン(株)に対する件（平28（措）7） 【平成28.6.15】	第2部第1の2 （再販売価格の拘束）	第2条第9項 第4号 （再販売価格の拘束）	<p>コールマンのキャンプ用品の実店舗における販売又はインターネットを利用した販売に関し、</p> <p>① コールマンのキャンプ用品について、遅くとも平成22年以降、毎年8月頃に、販売ルールを次のとおり定めていた。</p> <p>ア 販売価格は、コールマンのキャンプ用品ごとにコールマンジャパンが定める下限の価格以上の価格とする。</p> <p>イ 割引販売は、他社の商品を含めた全ての商品を対象として実施する場合又は実店舗における在庫処分を目的として、コールマンジャパンが指定する日以降、チラシ広告を行わずに実施する場合に限り認める。</p> <p>② コールマンのキャンプ用品について、自ら又は取引先卸売業者を通じて</p> <p>ア 継続して取引を行う小売業者に対しては、翌シーズンの取引について商談を行うに当たり、販売ルールに従って販売するよう要請し</p> <p>イ 新たにコールマンのキャンプ用品の取引を希望する小売業者に対しては、取引開始に当たり、販売ルールに従って販売するよう要請しコールマンジャパンが他の小売業者にも販売ルールに従って販売させることを前提に、小売業者から販売ルールに従って販売する旨の同意を得て、当該小売業者に販売ルールに従って販売するようさせていた。</p>

2 警告事案

No.	件名 【警告日】	流取G L 該当箇所	違反法条	概要
1	ジョンソン・エンド・ジョンソン(株)（平14（査）1） 【平14.12.12】	第2部第2の6 （小売業者の販売方法に関する制限）	旧一般指定 13項 （拘束条件付取引）	使い捨てコンタクトレンズ販売について、取引先販売業者に対し、 <u>インターネットによる販売を一律に認めない方針</u> を採り、これにより、医師の処方を得てインターネットにより低価格で販売する場合まで、取引先販売業者の取引を制限していた疑い。